

法定障害者雇用率は改正されたが…

障害年金を受給しながら働く

毎年6月は、一定数の従業員がいる企業においては障害者雇用の状況報告することになっていきます。また、本年4月から法定雇用率の改正もあり、2021年4月までにはさらに0・1%引き上げになることも決まっています。これは、障害を持つ方がごく普通に暮らすことに加え、普通に仕事に就くことができるように事業主に課された義務となっていることによります。

国は、多くの障害者が差別されることなく働く環境を整備することも目的としています。なかには、3つの区分されています。割合でみると、身体障害者は約320万人、知的障害者は約98万人、精神障害者は約35万人で、その数は年々増加しています。



(一社)公的保険アドバイザー協会 福島 紀夫

<https://siaa.or.jp/>

今が旬の情報提供を

~第17回~

公的保険アドバイザーからの情報特旬便!

まだまだ多くの障害年金対象者が…
受給要件を知っておくことが大切

なか雇用率は思ったようには伸びていない状況です。精神障害や発達障害で働くことができていない割合は9割強にものぼり、法定障害者雇用率の改正だけでは本質的な障害者雇用の改革は困難ではないかと推測します。

3級：労働に制限がある
障害手当金・傷病が治ったものであって、労働に制限がある
障害の程度にもよりますが、目、聴覚、肢体、精神、呼吸器疾患、心疾患、高血圧、腎機能、肝機能、糖尿病など多くの

2級：日常生活に支障があるが、最低限の生活であれば一人暮らしができる
1級：日常生活に著しい支障があり、他人の介助が必要

程度を簡単にまとめると次のようになります。

障害年金の受給にあたって注意しなければならぬ点もおさえておきます。まず、60歳の定年後、年金支給開始年齢の65歳までの間に繰上げ受給をされる場合には注意が必要です。自分は障害者にならないと思っ

定年後の繰上げ受給に注意 障害者になっても請求不可に

症状が該当します。よく耳にするのが、透析を受けている方は、ほぼ2級に該当するようですが、それを知らずに生活している方が多いとのこと。また、心臓の人工弁や人工関節などを付けている方は、人工物が体内に入ることで障害等級に該当することも多く、こちらもあり知られていません。まだまだ多くの障害年金の対象者がいるという事です。こういった方々が、不自由さを感じることも働くことのできる社会の実現を目指しているところで、働くことは、もちろん賃金を得ることになりませんが、障害の程度によ

仮に、2級の障害基礎年金を受給できる方の場合で、年金額が約6万5千円受給できますので、その方の1か月あたりの生活費が10万円必要とすれば、残りの3万5千円分を確保できるくらいに働くことからはじめる、ハードルは予想するほど高くないのではな

す。割合でみると、身体障害者は約320万人、知的障害者は約98万人、精神障害者は約35万人で、その数は年々増加しています。

また、障害年金は障害基礎年金と障害厚生年金にわかれます。基礎年金は1級と2級、厚生年金のみ3級と障害手当金があります。その

要です。自分は障害者にならないと思っ

障害年金の受給にあたって注意しなければならぬ点もおさえておきます。まず、60歳の定年後、年金支給開始年齢の65歳までの間に繰上げ受給をされる場合には注意が必要です。自分は障害者にならないと思っ

料の納付をしていただくことが重要になります。障害年金は、その部位や程度、またいつ初診日があったかなどで大きく左右されることがあります。その方の人生を丁寧にヒアリングすること、本人も忘れていた過去の見つけ、年金を遡及して受給できたという事はよくあります。ただ、その丁寧なプロセスを簡単に済ませようとす

る者もいることは事実で、認めてもらうのではなく認めさせることを目的としてしまうことをする者もいるようです。ぜひ障害年金はその方の今までの人生とこれからの人生を切り開く一つの手段として活用いただき、適正な申請手続きをしていただき、働くきっかけとなれば良いと願うところです。

■「保険業界向けセミナー 好評開催中！」
・東京：8月22日(水)
・大阪：9月20日(木)